

文京区国民健康保険料率の改定等について

1 保険料率等の改定について

(1) 趣旨

特別区では、国民健康保険に係る事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営を確保するため、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準（以下「共通基準」という。）を定め、保険料についても特別区間の格差を是正するため、基準保険料率を算定している。

この度、国から示された諸係数、東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえ、共通基準の基準保険料率を見直し、これに基づき令和6年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものである。

(2) 改定の基本的考え方

ア 法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置について

- (ア) 令和6年度の保険料率は、共通基準に基づく基準保険料率等によることとした。
- (イ) 賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く。）を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和措置期間を目途に、この激変緩和措置割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会において定めていた。
- (ウ) しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による医療費の急増等により計画通りに進めることが困難となり、令和5年度は、激変緩和措置割合を97.3%に維持し、なおかつ、単年度限りの負担抑制策として、新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額及び令和3年度の保険給付費等交付金の増加により取り崩した財政安定化基金の令和5年度償還額相当の合計157億円を一般財源から投入した。
- (エ) こうした現状を踏まえ、新たなロードマップとして、目標達成年度を当初計画から2年延長し、令和8年度で納付金の100%を賦課総額とする通常の保険料算定を目指すこととした。
- (オ) これにより、令和6年度の激変緩和措置割合は98.0%となるが、加えて、単年度限りの負担抑制策として新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額及財政安定化基金償還額相当の合計103億円を一般財源から投入することとした。

(カ) 引き続き、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

イ 介護分の所得割率統一について

介護分の所得割率については、各区設定とされてきたが、令和6年度から統一の基準保険料率が定められることとなった。ただし、ア（エ）のロードマップ目標達成年度である令和8年度までの期間は経過措置期間とされた。

ウ 賦課割合について

(ア) 平成30年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を50：50とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。

(イ) その結果、特別区における令和6年度の賦課割合は58：42となるため、医療分・支援金分・介護分は、原則どおり所得割58：均等割42とする。

(3) 改定内容等

別紙1のとおり

(4) 参考資料

ア 令和6年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について（別紙2）

イ 特別区国保における保険料率等の推移（別紙3）

ウ 令和6年度収入別・世帯構成別保険料試算（別紙4）

エ 確定係数により都が示す文京区の算定結果について（別紙5）

(5) 実施日

令和6年4月1日

2 国による国民健康保険制度等の改正について

(1) 趣旨

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）の公布等に伴い、必要な改正を行う。

(2) 改定内容等（別紙6）

ア 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の見直し

イ 国民健康保険料の減額に係る所得判定基準の改定

ウ 退職者医療制度の廃止

令和6年度

特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応について

区 分		文 京 区 の 数 値		〔参考〕 令和5年度
根 拠	医療分	特別区国民健康保険事業の調整に関する 共通基準		同 左
	支援金分			
	介護分			
賦 課 割 合	医療分	各区において基準保険料率 から逆算した所得割と均等 割の割合	所得割 61	所得割 61
	支援金分		均等割 39	均等割 39
	介護分	各区において均等割から逆 算した所得割との割合	所得割 61	所得割 61
			均等割 39	均等割 39
賦 課 限 度 額	医療分	65万円		同左
	支援金分	24万円		22万円
	介護分	17万円		同左
保 険 料 率	医療分	所得割料率	8.69/100	7.17/100
		均等割額	49,100円	45,000円
	支援金分	所得割料率	2.80/100	2.42/100
		均等割額	16,500円	15,100円
	介護分	所得割料率 (各区で算定する率)	2.14/100	1.92/100
		均等割額	16,500円	16,200円
低所得者の 均等割減額 (減額する額)	医療分	7割減額	34,370円	31,500円
		5割減額	24,550円	22,500円
		2割減額	9,820円	9,000円
	支援金分	7割減額	11,550円	10,570円
		5割減額	8,250円	7,550円
		2割減額	3,300円	3,020円
	介護分	7割減額	11,550円	11,340円
		5割減額	8,250円	8,100円
		2割減額	3,300円	3,240円
未就学児の 均等割減額 (減額する額)	医療分	低所得者軽減なし世帯	24,550円	22,500円
		7割減額世帯 (+1.5割減額)	7,365円	6,750円
		5割減額世帯 (+2.5割減額)	12,275円	11,250円
		2割減額世帯 (+4割減額)	19,640円	18,000円
	支援金分	低所得者軽減なし世帯	8,250円	7,550円
		7割減額世帯 (+1.5割減額)	2,475円	2,265円
		5割減額世帯 (+2.5割減額)	4,125円	3,775円
		2割減額世帯 (+4割減額)	6,600円	6,040円

令和6年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について

令和6年度特別区国民健康保険基準保険料率は、国から示された諸係数、1月に東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえて算定を行い、令和6年2月の特別区長会で報告し、了承を得たところである。

1 令和6年度基準保険料率算定における基本的な考え方（6年2月特別区長会了承事項）

【法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置】

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く。）を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和措置期間を目途に、この激変緩和措置割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会において定めていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による医療費の急増等により、計画通り進めることが困難となり、令和5年度保険料においては、激変緩和措置割合を97.3%に設定し、更に基礎分に対して追加で一般財源を投入して算定を行う結果となった。

こうした現状を踏まえ、特別区長会では、新たなロードマップとして、目標達成年度を当初計画から2年延長し、令和5年度激変緩和措置割合から1ポイントずつ（令和6年度は0.7ポイント）引き上げ、令和8年度で納付金の100%を賦課総額とする通常の保険料算定を目指すこととした。

これにより、令和6年度の激変緩和措置割合は98.0%となるが、加えて、単年度限りの負担抑制策として、新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額及び令和3・4年度財政安定化基金取崩額償還のための納付金加算概算額相当の合計103億円を一般財源から投入することとした。

※ 特別区の激変緩和措置額：約168億円

医療分 約149億円、支援金分 約14億円、介護分 約5億円

【介護分の所得割率統一について】

介護分の所得割率については各区設定としてきたが、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことに鑑み、令和6年度から23区統一の基準保険料率を定めることとし、上記ロードマップ目標達成年度である令和8年度までの期間を経過措置期間とすることとした。

【賦課割合】

平成 30 年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を 50 : 50 とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とするとされた。

その結果、特別区における令和 6 年度の賦課割合は 58 : 42 となるため、医療分・支援金分・介護分は、原則どおり所得割 58 : 均等割 42 とする。

2 保険料算定をめぐる状況

- ① 一般被保険者数は 1,707,073 人と見込む。〔前年度比▲62,290 人（▲3.52%）〕
- ② 国保事業費納付金は、以下のとおり見込む。

医療分	213,413,820 千円	〔前年度比 9,946,230 千円（4.89%）〕
支援金分	71,050,114 千円	〔前年度比 3,727,127 千円（5.54%）〕
介護分	26,144,132 千円	〔前年度比▲955,071 千円（▲3.52%）〕
- ③ 特別区の激変緩和措置額を約 168 億円と見込む。
- ④ 賦課総額については、以下のとおりである。

医療分	199,937,602 千円	〔前年度比 10,000,703 千円（5.27%）〕
支援金分	67,250,413 千円	〔前年度比 3,528,078 千円（5.54%）〕
介護分	24,661,032 千円	〔前年度比▲839,882 千円（▲3.29%）〕
- ⑤ 保険料算定の所得額について、社会保険の適用拡大、新型コロナウイルス感染症に係る支援金、給付金の終了等、今後の影響が不透明であることを踏まえ、令和 5 年度比 0% 増を見込んだ額とする。

3 令和 6 年度基準保険料率（6 年 2 月特別区長会了承事項）

- ① 医療分・支援金分
 - (1) 1 人当たり保険料 156,520 円〔前年度比 13,157 円増（9.18%増）〕
 - (2) 所得割率 11.49%〔前年度比 1.90 ポイント増〕
 - (3) 均等割額 65,600 円〔前年度比 5,500 円増（9.15%増）〕
 - (4) 賦課限度額 89 万円
〔医療分 65 万円（前年度と同額）、支援金分 24 万円（前年度 22 万円）〕
- ② 介護分
 - (1) 均等割額 16,500 円〔前年度比 300 円増（1.9%増）〕
 - (2) 賦課限度額 17 万円（前年度と同額）

特別区国保における保険料率等の推移

【医療分&支援金分】

		令和6年度 (案)		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
賦課割合		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
(所得割:均等割)		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
保 險 料 率 等	所得割率	11.49%		9.59%		9.44%		9.54%		9.43%		9.49%	
	医療分	8.69%	2.80%	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%
	支援金分												
	均等割額	65,600円		60,100円		55,300円		52,000円		52,800円		52,200円	
	医療分	49,100円	16,500円	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円
	支援金分												
賦課限度額		890,000円		870,000円		850,000円		820,000円		820,000円		800,000円	
医療分	650,000円	240,000円	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	
1人当たり保険料		156,520円		143,363円		131,813円		124,989円		126,202円		125,174円	
医療分	117,124円	39,396円	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	13,157円		11,550円		6,824円		▲1,213円		1,028円		3,186円	
	率	+9.18%		+8.76%		+5.46%		▲0.96%		+0.82%		+2.61%	

【介護分】

		令和6年度 (案)		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
賦課割合		58:42		58:42		58:42		58:42		57:43		54:46	
(所得割:均等割)													
保 險 料 率 等	均等割額	16,500円		16,200円		16,600円		17,000円		15,600円		15,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		170,000円		170,000円		170,000円		160,000円	
1人当たり保険料		39,499円		38,808円		39,567円		40,879円		35,950円		33,550円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	691円		▲759円		▲1,312円		4,929円		2,400円		665円	
	率	+1.78%		▲1.92%		▲3.21%		+13.71%		+7.15%		+2.02%	

令和6年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

別紙 4

保険料率等 (旧ただし書方式)	6年度 基準保険料率(最終案)			5年度 基準保険料
	(内訳)			
	58:42	58:42	58:42	58:42
	基礎+支援分	基礎分	支援金分	基礎+支援分
所得割率	11.49%	8.69%	2.80%	9.59%
均等割額	65,600	49,100	16,500	60,100
1人当たり保険料額	156,520	117,124	39,396	143,363
賦課限度額	890,000	650,000	240,000	870,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度基準保険料[a](基礎+支援)		18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
6年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	0	54,003	168,903	263,695	360,211	457,876	555,541	656,653
		均等割分	19,680	19,680	52,480	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600
	保険料[b](基礎+支援)	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	1,650	1,650	13,330	33,430	49,105	65,065	81,215	97,365	114,085	
	対前年度比[b]/[a]	1.092	1.092	1.143	1.166	1.175	1.180	1.184	1.186	1.188	

均等割軽減 ⑦:-45,920 ⑦:-45,920 ②:-13,120

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度基準保険料[a](基礎+支援)		36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
6年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	0	54,003	168,903	263,695	360,211	457,876	555,541	656,653
		均等割分	39,360	39,360	65,600	131,200	131,200	131,200	131,200	131,200	131,200
	保険料[b](基礎+支援)	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	3,300	3,300	14,430	38,930	54,605	70,565	86,715	102,865	119,585	
	対前年度比[b]/[a]	1.092	1.092	1.137	1.149	1.160	1.168	1.173	1.176	1.179	

均等割軽減 ⑦:-91,840 ⑦:-91,840 ⑤:-65,600

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度基準保険料[a](基礎+支援)		18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
6年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,298	102,261	182,691	267,717	359,637	451,557	548,073	651,483
		均等割分	19,680	32,800	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600
	保険料[b](基礎+支援)	19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	1,650	3,130	22,410	35,710	49,770	64,970	80,170	96,130	113,230	
	対前年度比[b]/[a]	1.092	1.098	1.154	1.168	1.176	1.180	1.183	1.186	1.188	

均等割軽減 ⑦:-45,920 ⑤:-32,800

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度基準保険料[a](基礎+支援)		36,060	62,018	181,511	272,681	343,647	420,367	497,087	577,643	663,953	755,058
6年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,298	102,261	182,691	267,717	359,637	451,557	548,073	651,483
		均等割分	39,360	65,600	104,960	131,200	131,200	131,200	131,200	131,200	131,200
	保険料[b](基礎+支援)	39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	582,757	679,273	782,683	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	3,300	5,880	25,710	41,210	55,270	70,470	85,670	101,630	118,730	
	対前年度比[b]/[a]	1.092	1.095	1.142	1.151	1.161	1.168	1.172	1.176	1.179	

均等割軽減 ⑦:-91,840 ⑤:-65,600 ②:-26,240

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度基準保険料[a](基礎+支援)		45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	780,313
6年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,298	102,261	182,691	267,717	359,637	451,557	548,073	651,483
		均等割分	49,200	82,000	131,200	131,200	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000
	保険料[b](基礎+支援)	49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	4,125	7,255	27,910	41,210	58,020	73,220	88,420	104,380	121,480	
	対前年度比[b]/[a]	1.092	1.094	1.136	1.151	1.155	1.163	1.168	1.172	1.175	

均等割軽減 ⑦:-137,760 ⑤:-98,400 ②:-39,360 ②:-39,360

確定係数により都が示す文京区の算定結果について

1 納付金額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和5年度		5,170,189,099	1,655,549,598	632,103,628	7,457,842,325
令和6年度		5,717,220,481	1,826,601,259	633,040,182	8,176,861,922
前年度との差	金額	547,031,382	171,051,661	936,554	719,019,597
	率	10.58%	10.33%	0.15%	9.64%

2 一人当たり納付金額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和5年度		135,094	43,259	46,581	224,934
令和6年度		147,305	47,063	48,375	242,743
前年度との差	金額	12,211	3,804	1,794	17,809
	率	9.04%	8.79%	3.85%	7.92%

3 一人当たり保険料額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和5年度		120,628	38,329	41,571	200,528
令和6年度		135,942	42,854	43,815	222,611
前年度との差	金額	15,314	4,525	2,244	22,083
	率	12.70%	11.81%	5.40%	11.01%

※上記数値は、法定外一般会計繰入を行わないものと仮定して算定した数値であり、実際の保険料とは異なる

4 標準保険料率の比較

	医療分		支援金分		介護分	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
令和5年度	7.97	47,730	2.63	15,223	2.22	16,245
令和6年度	8.93	53,801	2.88	16,915	2.33	16,890
前年度との差	0.96	6,071	0.25	1,692	0.11	645
		12.72%		11.11%		3.97%

※上記数値は、都内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料の標準的な水準を示したものであり、実際の保険料率とは異なる

国による国民健康保険制度の改正について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）が公布されたこと等に伴い、文京区国民健康保険条例（昭和34年11月文京区条例第42号）の改正手続きを行う。

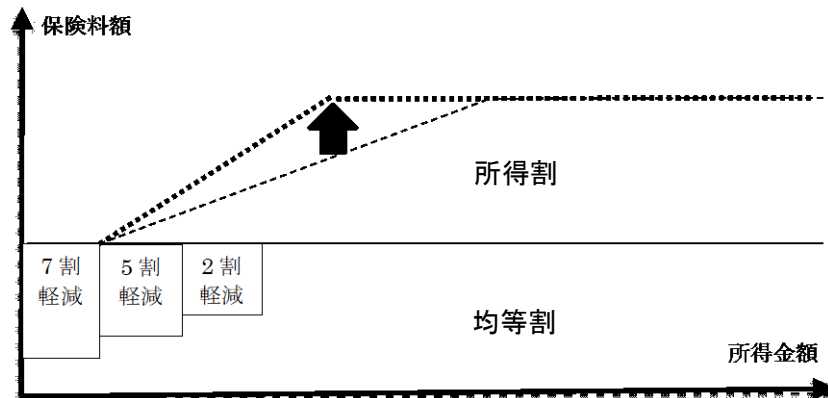
改正の概要

- 1 中間所得層の保険料負担軽減を図るため、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を22万円から24万円に改める。

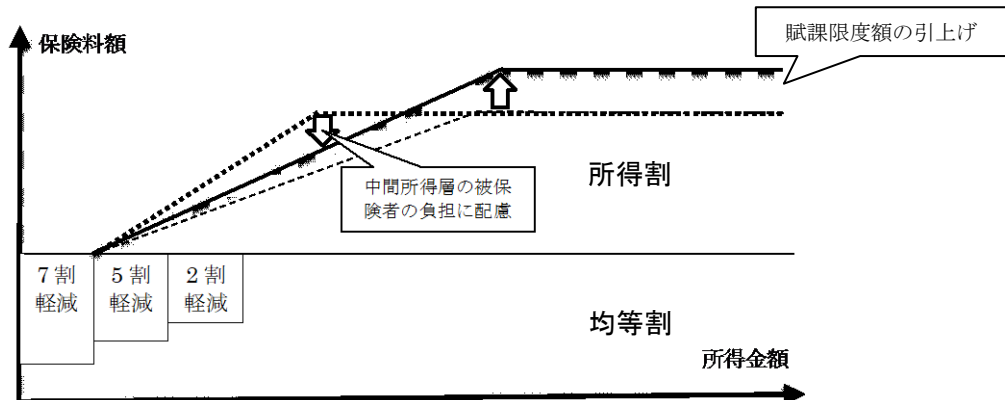
【イメージ図】

医療費の増により確保すべき保険料収入額が増加した場合において、

- ① 保険料率引上げを行った場合



- ② 保険料率及び賦課限度額の引上げを行った場合



2 経済動向等を踏まえ、保険料減額の対象世帯に係る所得判定基準を見直す。

	所得判定基準	
	現行	改正後
7割減額	基礎控除額 43 万円+10 万円× (給与所得者等の数-1)	同左
5割減額	基礎控除額 43 万円+ 29 万円 ×被 保険者数+10 万円×(給与所得者 等の数-1)	基礎控除額 43 万円+ 29.5 万円 × 被保険者数+10 万円×(給与所得 者等の数-1)
2割減額	基礎控除額 43 万円+ 53.5 万円 × 被保険者数+10 万円×(給与所得 者等の数-1)	基礎控除額 43 万円+ 54.5 万円 × 被保険者数+10 万円×(給与所得 者等の数-1)

3 退職者医療制度の廃止

退職者医療制度は、医療費の高い高齢退職者に係る保険者間の財政調整の仕組みとして昭和 59 年に創設され、平成 20 年度に前期高齢者医療制度が創設されたことに伴い廃止となったが、「団塊の世代」退職者の急増による国民健康保険財政への影響を勘案し、経過措置として平成 26 年度までに新たに退職被保険者^{※1}になった者全員が 65 歳到達等の理由により外れるまでの間存続させることとなっていた。

最長で令和 7 年度まで継続することが見込まれたが、対象者が激減^{※2}していること等を踏まえ、令和 6 年 4 月から制度を前倒して廃止することとなった。

※1 65 歳未満の被保険者のうち、被用者年金の加入期間が 20 年以上又は 40 歳以後の加入期間が 10 年以上である者及びその被扶養者で一定の要件を満たしている者。

※2 文京区国民健康保険における退職被保険者は令和 5 年 12 月 31 日現在 0 人である。